

○岐阜市男女共同参画推進審議会規則

平成14年 6 月28日

規則第44号

改正 平成15年 3 月31日規則第 8 号

平成20年 3 月31日規則第 7 号

平成27年 3 月31日規則第 3 号

令和 2 年 3 月30日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、岐阜市男女共同参画推進条例（平成14年岐阜市条例第25号。以下「条例」という。）第20条第 8 項の規定に基づき、岐阜市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又はその意見を聴くことができる。

(部会)

第 4 条 審議会は、専門的事項に関して審議するため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民協働推進部男女共生・生涯学習推進課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年規則第8号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第7号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第3号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第5号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。